

申し込みのスケジュールについて

Q:補助金のおおまかな流れを教えてください。

A:まず補助金の申請(申し込み)を行い、市から補助の決定を受けてから契約、工事を行います。工事及び支払い完了後に実績報告を行い、市から補助金額の確定通知を受けます。その後、補助金の交付申請を行い補助金が振り込まれます。

Q:既に販売店と契約書を交わしていますが、補助申請はできますか？

A:補助金を受けるには、事前に申請を行い交付決定を受けた後で本契約をする必要がありますので、質問の場合は補助対象となりません。なお、交付決定は申請から概ね 2 週間となります。

Q:年度をまたいでもいいですか？

A:申し込みから補助金の振込まで、単年度内で完了する必要がありますので、実績報告は遅くとも 2 月末までに行う必要があります。

Q:新築の家屋に補助対象システムを設置予定ですが、契約から完成までが年度内に収まりません。このような場合は補助金を受けられますか？

A:申し込みから補助金の振込まで、単年度内で完了する必要があります。

Q:年度内で完成する予定で申し込んだ後、工期が伸びてしまった場合は補助は受けられますか？

A:実績報告が 2 月末に間に合わなかった場合は、補助金を受け取れません。また、申請の取り下げをしていただくこととなります。

Q:申請をした後で、見積もりと異なる契約を行いました。補助対象となりますか？

A:補助申請書の内容を条件に交付決定をします。内容が変わる場合は、速やかにご連絡ください。対象の機器や、費用等が変わることで、補助が出なくなることがあります。内容により、変更申請書または、取下申請書を提出することとなります。

Q:設備を更新(買替)する場合は、補助は受けられますか？

A:設備の更新(買替)も補助を受けられます。ただし、この補助金を活用して設置した設備は対象外です。

住居の条件

Q:住宅と店舗が一体となった住宅ですが、補助の対象となりますか？

A:補助の対象となります。ただし、住居部分と店舗や事務所などの電気の使用割合等を確認させていただく場合があります。また、補助対象となった部分の支出は、税務申告における事業所得等の必要経費とはなりません。

Q:私の住居は父母との 2 世帯住宅ですが、それぞれの世帯で蓄電池を購入した場合、補助金の対象となりますか？

A:各補助対象システムについて、1 住宅につき 1 度だけ補助金の交付対象となりますので、複数世帯の申請はできません。

Q:借地・借家への設置は対象となるか？

A:自ら所有することが条件となっているため、対象とはなりません。

次世代自動車充電システム

Q:電気自動車から家電に電力供給ができる装置を購入しました。

ただし、電気自動車の充電については、別のケーブルを使用しています。

A:補助対象となるものは、電気自動車と住宅を接続し、電気自動車を蓄電池として使用できるとともに電気自動車への充電器としても使用できる V2H と呼ばれる装置ですので、質問の場合は対象となりません。

Q:自動車充電システムの導入にあたって国の補助金を申請しますが、市の補助金も重複して受け取れますか？

A:国の助成を受けたものであっても、市の補助金を受け取れます。

住宅用太陽光発電システム

Q:住宅用太陽光発電システムのみ設置の場合でも補助対象となりますか？

A:定置用蓄電池システムと同時に設置する設備を対象となりますので、対象とはなりません。